

公布日 令和 2 年 3 月 2 日

条例第 2 号

## 四條畷市公共施設再編検討会条例

(設置)

第 1 条 四條畷市公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視点に立った適正な公共施設の配置や規模などに関し、多角的な視点から今後の公共施設のあり方について必要な事項を検討するため、四條畷市公共施設再編検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 公共施設の配置や規模などを検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設再編に関し必要な事項を検討すること。

(組織)

第 3 条 検討会は、15 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共施設の関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 26 年条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

別表中「 | 四條畷市産業振興ビジョン推進協議会委員 | 日額 7,500 | 」を

四條畷市産業振興ビジョン推進協議会委員	日額	7,500	に改める。
四條畷市公共施設再編検討会委員長	日額	8,500	
四條畷市公共施設再編検討会副委員長	日額	8,000	
四條畷市公共施設再編検討会委員	日額	7,500	